

Eメールニュース「みやぎの九条」 NO. 338

2020年1月15日発行／みやぎ憲法九条の会

Home Page <http://miyagi9jou.sakura.ne.jp/>

緊急署名(1/14 現在)

宮城県内9条の会連絡会：3,708筆 他団体：3,411筆

合計 緊急署名推進センターの集約：7,119筆

*1月14日、この間宮城県内九条の会連絡会事務局に届いた署名584筆憲法を守り・いかに共同センターに送りました。通算7回目の送付です。

*全国緊急署名センターでは新しい署名ハガキ付チラシを作成しました。宮城県内九条の会連絡会に参加されている地域九条の会には必要枚数お送りしますので、みやぎ憲法九条の会事務局までお申し込みください。

☎022-728-8812 mail:info@9jou.jp

表面

守ろう!命とくらし 戦争NO!

もう二度と戦争はしない(第九条)

9条改憲NO! STOP改憲発議 全国緊急署名推進センターみやぎ

裏面

「コロナ」の今をどう生きる? 答は憲法に。

政治の役割は もっと検査を! 支えよう! 医療・介護・福祉

憲法13条 生命・自由・幸福追求の権利は、最大の尊重を必要とする

お金の心配せずに、学ぶ権利がある

【日本国憲法 第九条】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

「憲法9条は世界の宝」と、平和を願う世界中の人々に支持されてきました。

今、この憲法を変える必要がありますか?

安倍前首相の意を受けて、菅首相は国会の憲法審査会に自民党案を提案すべく、党内の作業を進めています。その目的の中心は、「憲法9条に自衛隊を明記」することです。

自衛隊のこれまで... 攻められた時のため 歴代政府は、自衛隊は攻められた時の最小限度の武力組織と説明し(専守防衛)、海外での武力行使ができないから自衛隊は「軍隊」ではないので、憲法9条に反しないと説明してきました。

憲法9条に書き込む... 他国の戦争に参加して武力行使する軍隊に

2015年に施行された「安保法制」により、自衛隊は日本が攻撃を受けていなくても、同盟国とともにいつでも、どこでも武力行使する一軍隊としての活動ができるようになりました。これは明らかに憲法9条に反します。

法律では決らなくても、憲法9条に反するものがあるため、自衛隊を9条に書き込めば、これまでの9条はなにも等しくなくなります。

郵便はがき 9 8 1 - 8 7 9 0

仙台北四角 2073

差出有効期間 2022年1月31日 まで

みやぎ憲法九条の会 係
仙台市青葉区柏木1-2-45
フォレスト仙台5階

9条改憲NO! 改憲発議に反対する全国緊急署名

こんな危険な大軍拡が

F35ステルス戦闘機 攻撃型空母

105機を2.5倍増で購買し、ヘリ搭載量「いずも」も増やして改修

レーダーに侵入しにくく機体も購入して改修

F35ステルス戦闘機を韓国へ海外に輸出して改修

民間船が前哨基地 高速増速型の研究開発

射程500km~900kmで 遠征地を攻撃 陸揚ミサイルで侵襲 途中で消費して改修

F35戦闘機や改修F15戦闘機に搭載 戦術目標はほぼ大規模に破壊できる

*署名は県名よりしっかり書きましょう。「●●市」などは他県に同名の地名がある場合は除かれます。もちろん、「同上」「〃」は不可です。国会提出時に大変な苦勞となっています。よろしく願いいたします。（「憲法共同センター」よりの連絡 再）

1月の「19日行動」

19日行動は2015年9月19日に9条に違反する「安保法制強行採決」したことを忘れず、「安保法制廃棄」を求めて毎月行っている運動です。

- 仙台市：1月19日（火）12:00～13:00 場所：仙台市中央通東二番丁 平和ビル前
- 石巻市：1月19日（火）15:00～16:00 場所：石巻工業高校前・蛇田交差点
- 涌谷町：1月19日（火）13:00～13:30 場所：涌谷公民館前交差点
- 小牛田：1月19日（火）13:00～13:30 場所：国道108号山の神神社前交差点
- 気仙沼市：1月19日（火）11:00～11:30 場所：クボ店前

宮城県内九条の会連絡会の街頭宣伝は毎週火曜日

場所：仙台市中央通東二番丁 平和ビル前。

時間：12時から13時まで。

実施日：1月19日、26日。2月2日、9日。2月16日、23日は休みます。

2月3日は澤地久枝さんの提唱「アベ政治を許さない！」Day！！

・ 午後1時キツカりに「アベ政治を許さない！」ポスターを掲げましょう。

- 名取市 ヤマザワ前道路交差点
- 涌谷町 涌谷公民館前交差点
- 宮城野区 坂下交差点

【これからの県内催事情報】

年金裁判

「21回目の年金裁判結審当日行動」

「年金引き下げは憲法違反だ」と裁判に訴えて6年。裁判は大詰めを迎えました。政権への忖度なしの判決をもとめて行動参加を

日時：1月19日（火）

内容：

街頭宣伝 11:00～12:00 仙台一番町フォーラス前

原告激励集会 13:30～13:45 裁判所前三角公園

「裁判」意見陳述 14:00～15:00 仙台地方裁判所

原告側宮野団長と弁護士 国側代理人

裁判報告集会 15:10～16:00 仙台市戦災復興記念館4F

主催：全日本年金者組合宮城県本部・年金裁判を支援する宮城の会

TEL・FAX 022-211-0173

世界に輝く憲法9条を守り・活かす！！

向山学区新春“講演と文化のつどい”

先に開催された臨時国会で、自民党が執念を燃やして憲法審査会に持ち込んだ国民投票改定案を、8国会連続で阻止しました。これは、国会でのたたかいと国民の世論と運動の成果でした。自民党は通常国会に向けてさらに改憲策動を強めています。このようななか、“講演と文化のつどい”を開催します。皆様の参加を心から願います。

日時：2月6日（土）14:00～15:45

会場：八木山神社前集会所（仙台市 太白区八



木山香澄町 1-12)

I 部 講演 草場裕之さん (弁護士)

II 部 文化のつどい

●バイオリン演奏 山本靖子さん

●短歌朗読 堤 智子さん

主催：向山学区九条の会

連絡先：太白区八木山弥生町 橋本昌純 (0229-1087)

*会場では、マスクの着用をお願いします。

戦争を語りつぐ上映会 (2月)

「隠された毒ガス兵器」

日本軍は中国では毒ガスを使用したが、英米軍に対しては使用を禁じたとされていた。しかし、本土決戦に備えて大量の毒ガスを製造備蓄し、密かに訓練を行っていたことが、当時の少年兵たちの証言から浮かび上がってきた。敗戦後、毒ガスは日米両軍により海中などに投棄されたが、日本各地や中国東北部で遺棄された毒ガスの被害が続出している。新資料と証言で真相に迫る。(2020年放送、60分)

■同時上映「消された記憶・消えない真実 ～戦争体験者の思い～」

毒ガスを製造していた大久野島で勤労働員で働いた人。中国大陸で使用する毒ガスを砲弾に詰めていた女性。米兵捕虜の生体解剖に関わった医師。大陸から引き揚げる途中で強姦されて妊娠した女性に対して実施していた極秘の墮胎手術に関わった元看護師などの証言と戦争を知らない世代へ伝えたい思い。(2019年、50分)

日時：2月9日(火) 13:00～15:00 (参加費：無料)

会場：泉病院友の会ホール(仙台市泉区長命ヶ丘2-1-1)

主催：泉病院友の会平和の委員会

申込先：泉病院友の会 378-3883、定員15名(要事前申込)

*ご参加の方は、マスクの着用をお願いします。

第47回 2021年 2. 11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会講演

「国家の公平・公正を危うくする法の恣意的解釈」

「モリ・カケ」問題から日本学術会議任命拒否問題にいたるまで、今、日本の国家行政による憲法や法律の恣意的な解釈が横行し、「国家の崩壊」が叫ばれています。公平と公正の原則を失いつつある日本の現状に目を向け、一緒に問題を考えてみましょう。

●今回は新型コロナウイルス対策のため、インターネット配信(YouTube)で開催します。ご自宅のパソコンや、スマートフォンから視聴できます。

YouTubeのチャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCXumQBb3ASRxco_v0q5ck0g

ホームページ「2・11信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」

<http://www.ne.jp/asahi/grass/roots/211miyagi>

●個人での視聴が難しい方のために、みんなで集まって見られる会場を数か所設けます。

詳細は事務局までご相談ください(Tel & Fax 022-271-0610)

日時：2月11日(火)13:30～(13:00開場)

※インターネットでの配信&小会場での視聴開始。

※13:10より苫米地サトウさん・宮城のうたごえによる歌を視聴できます。

※なお、画面が映らない、音が出ない等接続面での不良については、お問合せいただいても対応することができませんのでご了承ください。

講師：郷原信郎さん(元検察官、弁護士)

小会場：集まって視聴できる場所。

日本キリスト教団石巻栄光教会(0225-22-4090)、日本キリスト教団仙台黒松教会(022-271-0610)、日本キリスト改革派仙台教会(022-225-0597)、日本ナザレン教団仙台富沢教会(022-399-7157)、日本キリスト教団名取教会(022-382-4396)

第47回2021年2.11信教・思想・報道の自由を守る 宮城県民集会



講演

郷原信郎さん

(元検察官、弁護士)

「国家の公平・公正を
危うくする
法の恣意的解釈」

「モリ・カケ」問題から日本学術会議任命拒否問題にいたるまで、今、日本の国家行政による憲法や法律の恣意的な解釈が横行し、「国家の崩壊」が叫ばれています。今、公平と公正の原則を失いつつある日本の現状に目を向け、一緒に問題を考えてみましょう。

2021年2月11日(木)午後1時半
インターネットでの配信開始/小会場(裏面)での上映開始

- 今回は新型コロナウイルス対策のため、インターネット配信(YouTube)で開催します。ご自宅のパソコンや、スマートフォンから視聴できます。
- 個人での視聴が難しい方のために、目で集まって見られる会場を数か所設けます(裏面参照)。裏面記載の地にも会場があります。詳細は事務局までご相談ください(Tel&Fax:022-271-0610)。

【インターネット配信での視聴方法】下記のいずれかにアクセスしてください。
★YouTubeのチャンネル(右のQRコードをご利用ください)
https://www.youtube.com/channel/UCXumQBb3ASRxco_v0q5ck0g
★ホームページ「2・11信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会」
<http://www.ne.jp/asahi/grass/roots/211miyagi/>
★Facebook「2・11信教・思想・報道」で検索すると当集会が出てきます。



※13:00～13:30に苫米地サトウさん・宮城のうたごえによる歌を視聴できます。
※なお、画面が映らない、音が出ない等の接続面での不良については、お問い合わせ頂いても対応することができませんので、ご了承ください。

主催：靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議

入場：無料

主催：靖国神社国家管理反対宮城県連絡会議

吉野作造記念館2020年度後期企画

「災害と復興のおおさき近現代史展」

人間の歴史は同時に災害の歴史でもあります。ここ大崎地域もまた長い歴史の中で、水害、火災、地震、伝染病などさまざまな自然災害に襲われてきました。しかし、それと同時に、災害に襲われるたび、傷ついた地域の復興に力を尽くし、防災に取り組んできた、たくさんの方の先人たちがいたことを忘れてはなりません。近代以降に大崎地域を襲った災害と地域の復興・防災に尽力した先人たちの取り組みを紹介します。期間中、ワークショップ、企画関連講座の開催がありますが、期日が近づきましたらご案内します。

期間：1月17日（日）～3月28日（日）

会場：吉野作造記念館企画展示室

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週月曜日

入館料：一般500円、高校生300円、小中学生200円

主催：吉野作造記念館（大崎市古川福沼一丁目2番3号）

問合せ：0229-23-7100 FAX0229-23-4979

1月22日の正午に一齐に喜びの音をならそう！！

～鐘・鈴・楽器、何もなければ鍋の底をスプーンでたたいて～

みやぎ憲法9条の会事務局にこんな呼びかけがきました。趣旨に賛同できるのでそのまま掲載します。（事務局 佐藤修司）

ご縁の皆様、九条の会の皆様 コロナの中お元気で新年をお迎えですか。本年もよろしく
お願い申し上げます。

さて、1月22日に核兵器禁止条約が発効します。

私の参加している平和団体日本友和会では、ICAN、国際友和会等々の呼びかけに応じて、この日（1月22日）の正午に一斉に鐘、鈴、楽器、何ものなれば鍋の底をスプーンでたたいて、発行の喜びを表すことを呼びかけています。

教会やお寺は鐘をついていただけるとどんなに嬉しいでしょう。

これは世界中に呼びかけられています。世界中の核兵器に脅威を感じている仲間と喜びを分かち合いましょう、

またこの情報を、出来るだけたくさんの人、団体に広げてください。

さらに私たち日本人は、政府が1日も早くこの条約を批准することを願いつつ、鐘をたたきたいと思います。

日本友和会。小さい九条の会・奈良市民連合 木村宥子

【九条の会等の活動報告】

成人式参加者への9条パンフ

「配布しました 2000部」宮城県内9条の会連絡会

仙台市の成人式がユアテックスタジアム仙台に会場を変更して1月10日(日)に開催されました。11,000人の新成人のうち、今年は3,200人参加したそうです。コロナ対策のためにスタジアム観覧席に間隔をあけての参加でした。宮城県内九条の会連絡会はボランティアが20人で、来場する参加者に「成人おめでとう！未来は君たちの手に！頼むね♡」パンフを配布しました。今年は地下鉄泉中央駅で降車したら、ペデストリアンデッキを通過して会場に行く若者が多いので、それぞれの降り口などにメンバーを配置して配付しました。



パンフだけだと受け取り率が悪いので、ポケットティッシュにパンフを差し込み、「憲法九条をよろしくお願いします。」と声を掛けながら渡すと「九条って何？」と問い返してくる新成人も結構多く、やりがいのある楽しい配付活動でした。

●名取市文化会館前

1月10日、名取市文化会館前で行われた市主催成人式に九条の会が10人参加でおよそ1時間、恒例の新成人への呼びかけを行いました。県内九条の会連絡会の作成したチラシ入りのティッシュを配布。コロナ対策として箱と籠に分割して入れ、「ご成人おめでとうございます ポケットティッシュをどうぞ 名取九条の会」のポスターを貼って接触を少なくする工夫をして実施。

名取市の成人式は新型コロナウイルス感染対策で午前と午後の2部制で学区割となったために、参加した若者はいつもより少なめの感じです。宣伝に参加の名取九条の会の皆さんも昔の若者であり、結構な寒さのため、午前の第1部だけで午後の宣伝は中止しました。名取九条の会 後藤不二夫さん)



成人式に先立って、1月6日に仕事始めにポケットティッシュにパンフを挟み込む作業し、7人で3000個を作り、多賀城市九条の会に300、名取市九条の会に300個、岩沼九条の会に100個届けました。

なお、高校生向け用パンフを挟み込んだものが300個ありますので、ぜひ使用したいところは事務局に申し込んでください。お届けは先着順です。300個になり次第締め切りとします。

成人おめでとうございます！
 ~未来は君たちの手に~
頼むね!

成人式バージョン

高校生の皆さん
 未来は皆さんの手に！

日本国憲法をよんでみませんか？

高校生バージョン 300 個先着

集団的自衛権と 9 条

2015 年 9 月、多くの国民の反対を押し切って「安全保障関連法」が可決されました。この法律により、これまで憲法に違反するとされてきた「集団的自衛権」(同盟国が攻撃されたら武器を使って支援する)を認め、自衛隊が他国の戦争に参加できるようになりました。

憲法改定の動きと 9 条

このように、「自衛権」の解釈をあまりにも拡大した結果、現状の自衛隊の活動と、憲法条文との隔たりが大きくなったとして、憲法を変えて現状に合わせようという動きが出ています。

安倍前首相は「軍隊を保持しない」「交戦権は認めない」とした 9 条 2 項の文言は、国民に浸透しているのですが、新たに「自衛隊」を書き加えようとする改定案を示していました。現在の政権もこの方針を引き継いでいます。

「自衛隊」を書き加えることは、第 2 項を実質的に死文化させ、自衛隊員を海外の戦場に送ることを憲法上認めることとなります。戦後日本の平和を守り、他国、とりわけアジア諸国との信頼関係をつなげてきた憲法 9 条が、その力を失ってしまいます。

憲法改定には国民投票が必要

国会の衆参両院の3分の2の賛成で、憲法改正の「発議」が行われます。これが国民投票にかけられます。そのルールは「国民投票法」に定められています。でも、この内容にはまだまだ、問題点が指摘されていますが、国会での論議は深まっています。例えば、最低投票率の定めがないため、どこまで民意が反映されるのか不明です。コマーシャル規制もないため、財力のある側が圧倒的に有利です。発議後60日から180日以内に国民投票を行うと定められていますが、こんな短い期間で国民の理解が進むのでしょうか。

日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

Chapter ii. Renunciation of war article 9.
 Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
 In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. the right of belligerency of the state will not be recognized.

憲法クイズの正解は②です。

成人おめでとうございます！
 ~未来は君たちの手に~
頼むね!

憲法って?
 私たちを守るもの~

選挙権は満 18 歳以上の誰でもが持つものです。選挙で選ばれた議員は、憲法に基づいて法律や条例を定め、内閣や知事、市長はこれに従って行政にあたります。憲法は、みんなが人間らしいことができるように、私たちを守るものです。成人となられたあなたに憲法が身近なものとなることを願って、このリーフをお届けします。

発行：宮城県内九条の会連絡会
 仙台市青葉区柏木 1-2-45
 フォレスト仙台 5F TEL 022-726-8812
 (2021 年 1 月)